

事務連絡
令和6年5月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の
国庫補助の協議について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野の ICT 導入モデル事業について、国庫補助の協議を受け付けますので、希望する自治体においては、下記により、協議書を提出してください。

なお、該当が無い自治体においても必ず電子メールにてその旨ご報告ください。

記

1. 提出書類

別添1：国庫補助協議書（別紙1～別紙4）

2. 提出期限

令和6年7月1日（月）12：00【厳守】

3. 提出先及び提出方法

障害福祉課訪問サービス係 (houmon@mhlw.go.jp) あて電子メールにて

4. 留意事項

- ・「令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の国庫補助の対象は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者が実施する事業となります。
- ・別添2「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の留意点」及び別添3「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業についての Q&A」を確認の上、協議書の提出をお願いいたします。
- ・当該事業がモデル事業である性質に鑑み、ICT 機器等の導入効果が特に高く、好事例

として活用できるものについて、自治体にて事業所を選定いただくようお願いいたします。

なお、国庫補助の内示については、予算の範囲内で行うこととなりますので、必ず優先順位を付けて、国庫補助の協議を行ってください。

(参考)

障害福祉分野の ICT 導入モデル事業国庫補助金の概要

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助単価】

○ICT 導入モデル事業：1 施設又は事業所あたり 1,000 千円

○ICT 導入のための研修事業：284 千円

【補助割合】

○ICT 導入モデル事業

・直接補助事業：国 1/2、都道府県等 1/2

・間接補助事業：国 1/2、都道府県等 1/4、事業者 1/4

○ICT 導入のための研修事業

・直接補助事業) 国 1/2、都道府県等 1/2

【補助対象】

①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

【補助対象経費】

○ICT 導入モデル事業

・ ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

○ICT 導入のための研修事業

・ ICT 導入のための研修事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

TEL :03-5253-1111 内線 (3092)

Mail: houmon@mhlw.go.jp